

第三者評価結果

事業所名：ナーサリースクールT&Y本厚木

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童福祉法、子ども子育て支援法、保育所保育指針、厚木市のこどもみらいプランの趣旨をとらえ、法人の保育理念、保育方針に基づき作成しています。「小学校との連携」「地域の実態に対応した保育事業と行事への参加」「子育て支援」の記載欄があり、子どもの発達過程、家庭環境、地域の実態を考慮した内容となっています。全体的な計画は、毎年、子どもの発達や状況を把握しながら、職員間で振り返りと見直しをしたものを、園長・主任が取りまとめ、再度職員で確認後に次年度分を策定しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>室内はエアコン、加湿器付き空気清浄機、空間除菌脱臭機、床暖房（低年齢児クラス）を使用しています。0歳児保育室は独立した部屋を利用していますが、2歳以上は、ワンフロアを区切って活動しています。楽器、音楽CDの音量、保育者の声の大きさに配慮していますが、活動内容により気になることもあります。衛生管理マニュアルに沿って、室内整備や、備品、おもちゃ類の消毒を行っています。保育室の棚、建具は作り付けとなっています。タオル掛けなど移動できるものは安全性や子どもの動線に配慮して配置しています。おもちゃ、遊具も年齢に適したものを使用するなど安全性に配慮しています。手洗い場、トイレは子どもが使いやすい高さで安全に使用できるようにしています。構造上、子どもがくつろいだり、ゆっくりすごせる場所の確保が難しい状況で、環境設定のさらなる工夫が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>入園前に保護者から提出してもらう書類や入園前面談から、家庭環境や子ども一人ひとりの特徴を把握しています。入園後、担当職員が生活パターンなどを連絡帳や保護者との会話、日常生活から把握しています。0~2歳児クラスは個別指導計画を作成しています。幼児も個人差などを考慮しています。日ごろから子どもの状況を職員間で共有し、子どもが安心して、気持ちを表現できるような関係作りに努めています。自分の気持ちを表現する力が十分でない子どもは、態度や表情、反応から判断したり、代弁することで気持ちを汲み取っています。保育者は子どもの話をよく聞き、気持ちに寄り添うことに努めています。子どもには、分かりやすい言葉で活動のめやすやルールを伝えています。活動場面によっては、子ども一人ひとりに十分寄り添えないこともあり、せかしてしまうなど不十分な面もあるとし、職員間で話し合っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢、発達状況に合わせ、保護者と連携をとり、基本的な生活習慣が身につくようにしています。着替え、手洗い、靴着脱、片付けなど時間がかかっても、自分でやろうとする気持ちを尊重し、できたことを褒め、自信につながるようにしています。季節、活動内容、個々の心身の状況に応じ、休息や午睡時間を調整しています。低年齢クラスでは、午前寝をする場合もあります。午睡時、眠くない子は布団に横になり、体を休めるように伝えています。年長児は、10月から午睡時間を徐々に短くし、12月は午睡をしない日も設け、年明けから午睡を一斉活動としない予定です。日常保育の中で、職員が絵本や紙芝居などを利用したり、手洗いなどのイラスト、写真を貼って分かりやすく実践できるようにして、健康、生活習慣に興味を持てるようにしています。幼児クラスでは、年4回ほど集会をもち、環境や資源、食、健康などのテーマの活動を行っています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 発達に応じた玩具、絵本類、素材を準備し、子どもが主体的に遊んだり、生活できるように、保育室、共用部分の環境整備の工夫をしています。園庭がない施設のため、積極的に散歩、公園遊び、戸外活動を行い、草花、樹木、木の実などを観察したり、四季折々の自然を楽しんでいます。携帯用図鑑を持って戸外へ出かけ、昆虫などの観察もしています。毎年野菜の栽培をしており、カタツムリの飼育もしました。室内でも、体を使う遊びや、運動器具を使っています。外部講師による体操の時間を設けています。日常的に異年齢で交流して一緒に活動し、お互いにルールを守り、年下の友だちを気遣うなど楽しく過ごせるようにしています。子ども科学館、図書館に行く機会が定期的にあります。毎年、厚木警察署主催の交通ルール教室に参加しています。商店に製作材料を買いに行ったり、園でピアノコンサートを開催した折に参加した近隣住民に手づくり製作のお花をプレゼントしたりしています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児が長時間安心して、ゆったり過ごせるよう独立した保育室を使用し、発達の状況に応じた動線や安全性を確認しています。一人ひとりの生活リズムや体調を考慮し、家庭との連続性に配慮して、個別に関わるようにしています。業務委託している調理担当部門とも密に連携をとっています。活動、遊び、食事などの場所を場面や状況に合わせて設定し、月齢や興味に合わせた玩具、絵本類を用意して子どもが好きなもので遊べるようにしています。保育室内ではラック、低い椅子、仕切りなどを使ったり、共用スペースで充分動き回れるようにもしています。月齢が高い子には、場面により1歳児クラスの活動に参加することもあります。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、無理にやめさせたり制限したりはせず、助言や見守りを心がけています。自由遊びの時間帯は、好きな遊びをしています。戸外活動では、公園で走り回ったり、草花、昆虫に触れるなど探索をしています。友だちとの関わりは、職員が子どもの気持ちを代弁したり、お互いの状況を伝えたり、声かけをして、一緒に楽しく活動できるよう配慮しています。合同保育時間帯、行事、日常的な交流で異年齢の関わりが多くあります。コロナ禍以前は、ボランティア、実習生、職場体験の中学生が来ていました。保護者とは、毎日、連絡帳のやりとり、送迎時の会話、懇談会などで連携を図っています。クラス担当以外の職員も声をかけるよう努めています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3~5歳児クラスはワンフロアのスペースを区切って利用しています。日常的に異年齢で交流したり、活動を一緒にしています。3歳児の保育では、「自分のしたい事、言いたいことを言葉や行動で表現できる」ように、スペースや職員との関わりに配慮しています。また友だち同士の関係作りに配慮しています。4歳児の保育は、「友だちと一緒に遊びながらつながりを広げ集団としての行動ができる」ように、お互いの考えを聞いたり、伝えたりする「サークルタイム」を設けています。5歳児の保育は「ひとつの目標に向かい力をあわせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう」よう、自分たちで話し合ったり、計画したりしています。運動会の出し物のパラバルーンでは、どうやればうまく出来るかを話し合ったり、声かけしあったりしました。保育園の生活の流れを把握しており、自主的に行動し、年下の友だちを気遣ったりできています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 玄関までエレベータがあります。玄関ホール、保育室に段差はありませんが、手すりや多機能トイレは設置されていません。障害のある子どもは、子どもの状況に合わせ、個別指導計画を作成し、職員会議や打ち合わせで情報共有しています。ほかの子どもと集団生活を共にする中で、子ども同士がお互いに、育ち合うように支援しています。障害のある子どもの保護者の意向や気持ちに寄り添いながら、保護者と職員が情報共有しています。必要に応じて厚木市の療育相談センター、県の巡回相談担当者と連携し、助言を受ける体制となっています。職員は、障害児保育、発達障害などがテーマの研修を受講しています。園見学の際、保護者全体に障害児を受け入れていることを伝えています。さらに、障害に関する園の方針や保育内容を保護者へ伝え、障害への理解を深める取組を期待します。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 登園から降園までの連続性に配慮し、無理がないように1日を過ごせるようにしています。その日の状況、体調などで柔軟に計画を変更したり、環境設定を変えています。区切られたコーナーや、家型の空間スペース、共用部分には作り付けベンチなどがありますが、常時ゆっくり落ち着いて過ごせる環境整備に課題があると考えています。さらなる工夫が期待されます。日常的に合同クラスで活動したり、異年齢での交流の時間が多くあります。夕方の合同保育になる時間の前には、幼児クラスで「瞑想タイム」を取り入れています。部屋を暗くし、暫く横になって過ごし、心身のリラックスと切り替えが出来る時間となっています。職員間の引き継ぎは、各クラスの視診表、朝ミーティング、保育日誌、口頭で行っています。保護者とは、連絡帳、クラスノート、送迎時の会話、懇談会、個人面談などで連携を取っています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画に「小学校との連携」「小学校以上との連携に鑑みて」「幼児期の終わり迄に育ってほしい姿」を記載しています。5歳児クラスの年間指導計画にも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「小学校との連携」の欄を設け、実施内容を記載しています。運動会は近隣の小学校体育館を借りています。例年、小学校訪問や小学生との交流、地域の年長児交流会があります。子どもが小学校以降の生活に見通しが持てるように、「タオルかけではなく、自分のハンカチをポケットに入れておく」「上履きをはく」「ひらがなを少しずつ遊びなどに取り入れる」「午睡を徐々に無くしていく」などしています。保護者には、小学校生活についての情報を懇談会、面談で伝えています。年長児担当職員が保育所児童保育要録を作成し、園長、主任が確認後、就学予定校へ郵送しています。小学校から電話があり、引き継ぎや確認、情報交換を行っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルと保健計画があります。健康状態は、毎朝の保護者からの聞き取り、連絡帳、職員の観察で確認しています。既往症や予防接種は、入園前に保護者が記入した書類を提出してもらっています。入園後は、年度末に返却し保護者に追記してもらったり、保護者からの連絡を受けた時点で職員が追記しています。保護者には、「ほいくのしおり」「重要事項説明書」をもとに、健康に関する方針などを伝えています。保育の中での、子どもの健康に関する取組は、園だより、クラスだより、保健だより、連絡ノート、掲示物などで伝えています。乳幼児突然死症候群予防策として、呼吸チェックを実施し記録しています。園内に、乳幼児突然死症候群防止のポスターを掲示しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 内科健診は年2回、歯科健診は年1回実施しています。結果は、連絡ノート(0~2歳児)、シール帳(3~5歳児)、口頭で保護者に伝えています。健診結果や毎月の身長、体重の測定結果は各クラスごとのファイルにまとめ、職員がいつでも確認できるようにしています。保健計画をもとに、毎月の計画や目標を設定しています。幼児クラスでは年4回ほど集会を行い、健康や病気について子どもに分かりやすく伝え、知識を身につけたり、関心が持てるようにしています。現在、毎日の子どもの歯磨き指導はしていませんが、年1回歯科衛生士を目指す学生に歯磨き指導講習に来てもらっています。法人の看護師とも連携をとり、効果的な保健指導の取組が期待されます。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患についてかかりつけ医の判断に基づき、対応しています。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿った対応をしています。食物アレルギーに関するマニュアルがあり、マニュアルに則って除去食を提供しています。「食器、トレイの色を変える」「ネームプレートを置く」「台ふきを専用にする」「食べる場所の固定化」「職員間での確認」「側に職員がつく」など誤食防止の対応をしています。食物アレルギーや慢性疾患についての研修に職員が参加しています。保護者へは、保育園での飲食は遠慮してもらい、お菓子などを持ち込まないように伝えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
全体的な計画には「食育の推進」を位置づけ、年間の「食育計画」を作成して計画的に進めています。食事は、窓際の明るい空間にテーブルを配置して5~6名のグループを作り、席は自由にしています。幼児クラスでは、保育士が食事の量を大、中、小に分けて盛り付けて用意し、その中から子どもが自分に合った量が盛り付けられたものを選んで自分のテーブルに運んでいます。食事が足りなかった子どもはお代わりをしています。当番の子どもが、皆が今日の食事への興味を持てるようにメニューの紹介をして、声を合わせて「いただきます」をします。保育士は各テーブルについて子どもの食事の様子を見守り、苦手な食材があるときは「一口でも食べてみようか」等と声かけをしたり、食育の時間で学んだ栄養の話などを思い出して貰ったりしています。食育の時間には、手洗いの大切さや食材の栄養素等について学んだり、クッキングをして食への関心を深める取組をしています。幼児クラスは食材の下ごしらえなどを手伝ったりしています。玄関には食事のサンプル、献立表、レシピを置いて園での食事の様子を保護者に伝えています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
定期的に残食調査をするなど、子どもの好き嫌いを把握して、毎月の給食会議で献立や味付け、分量、刻み等の調理方法の検討をしています。旬の食材を使用して季節感に富んだ献立になるように心がけています。果物は、夏はスイカ、秋はブドウ、柿など季節のものを提供しています。子どもたちが楽しみにしているのが行事食です。正月の七草おにぎり、ひな祭りのちらし寿司、七夕のソーメンと星形にんじん、ハロウィンのカボチャ形のオムライス、等は人気メニューです。子どもたちは、調理室に入って調理員と相談して職員と一緒に食材の下ごしらえをして食事への関心を深めています。「衛生管理マニュアル」に基づいて適切な衛生管理をしています。調理は外部の専門業者に委託していますが、日常の食事の提供や給食会議の場で職員と連携しながら子どもがおいしく安心して食べられる食事の提供に取り組んでいます。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
家庭との日常的な情報交換は、3歳未満児では個別の連絡帳を活用し、3歳以上児ではクラスノートで情報を伝えています。子どもの送迎時も情報交換の機会として積極的に声かけを行うなどコミュニケーションしやすい環境づくりをしています。毎日作成しているドキュメンテーションで、保育の様子や活動を分かりやすく伝えています。保護者懇談会は年2回開催しており、保育理念や保育方針に基づいた保育内容を説明したり、保護者からの声を聞く機会にしています。運動会や発表会は子どもの成長を保護者と共有できる場としています。個人面談は、園側の働きかけや保護者の希望により必要に応じて実施しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント>	
保護者とは、日々の送迎の際に積極的に声かけを行うなどコミュニケーションにより信頼関係を築くようにしています。保護者から相談の申し入れがある場合や園が必要と考えた場合は面談の機会を設けています。面談は、保護者の就労状況等に配慮して日程の調整をし、プライバシーが守れる環境のもとで実施しています。相談内容によっては、園長や主任保育士が同席したり、担任保育士にアドバイスするなど組織として保護者を支援する体制を整えています。相談内容を記録していますが、記録の様式が定められていません。様式を定めるとともに、記録をファイル化して関係職員間で情報共有できる体制が期待されます。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
登園や着替えの際に、顔や体に傷や痣がないか確認をしています。原因不明の傷や痣がある場合には、写真を撮るなど記録をしています。生活状況に変化がないかどうか虐待等の兆候を見逃さないため、確認するようにしています。登降園時間がルーズになる、忘れ物が多い、保育室の棚に着替えが用意されていない、着衣が汚れている、入浴していない、体調が良くない等があった場合は注意を払い対応を検討しています。子どもと保護者の状況に応じて、保護者と信頼関係を築きながら精神面や生活面の援助をしています。虐待等権利侵害の疑いがある場合には、速やかに園長に情報を上げて市の所管課や児童相談所につなげる体制を整えています。虐待防止マニュアルを整備しており、年に1回読み直し、虐待防止に対する理解を深めています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>各指導計画にもとづく保育実践について、日ごと、週ごと、月ごと、期ごとに振り返りを行い、保育内容の改善に取り組んでいます。この振り返りは、各指導計画の「評価・改善」欄に記載し、園長や主任保育士の確認とアドバイスを得ています。振り返りに当たってのクラス内の意見交換は、保育士の互いの学び合いや意識の向上につながっています。また、保育士は職員共通の評価項目により年に2回自己評価を行っており、園長との面談で振り返りを行い、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。評価項目は、子どもの発達、保育の内容、保育の環境、子どもの人権、安全管理、保護者支援、地域における子育て支援等の大項目のもと多岐にわたっています。これらの職員の自己評価を踏まえて保育所全体の自己評価につなげ、課題や改善点は次年度の「保育所経営計画」に反映しています。</p>	